

お知らせ

忘れずに

納付しましょう!

市県民税(第1期)の納期限は6月30日(㊟)です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。なお、市県民税の納税通知書は6月13日(㊟)に発送しました。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご利用いただいている方は、振替結果を預貯金通帳への記帳でご確認ください。

収入税課(2階)

☎(20)1578、FAX(20)1609

20歳から60歳未満の方は
公的年金加入が義務です

日本国内に住む20歳から60歳未満の方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

加入者は職業などによって3つの種類に分かれています。
①自営業者や農業者などの方とその配偶者または学生、アルバイトの方など(第1号被

保険者)

②会社員や公務員などで厚生年金に加入している方(第2号被保険者)

③厚生年金に加入している夫(妻)に扶養されている妻(夫)(第3号被保険者)

①に該当したときは、必ず国保年金課・本納支所にて届出をしてください。

国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

次のことに注意して、動物を適切に飼いましよう。

○動物を飼う前に、周囲に迷惑をかけず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましよう。

○猫は屋内で飼いましよう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることが出来ます。

○飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性に合った飼い方ができるかどうかを確認しましよう。

○犬は、首輪等に登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

○犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましよう。

○糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましよう。

○適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましよう。

○どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは、新しい飼い主探しをお手伝いします。

園長生健康福祉センター

(保健所)

☎(22)5167

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施

このキャンペーンは、日常生活の中で電気を消すことなどでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題に

ついて考えていただくことを目的としています。

特に6月21日(夏至)と7月7日(クールアースデー)の20時~22時の間、全国のライトアップ施設や各家庭のあたりを一齐に消灯する「ライトダウン」が広く呼びかけられています。

今年のスローガンは、「ライトダウンする夜は、みんなが地球を想う夜。」です。七夕のまち茂原市民の皆さんもぜひご参加ください。

環境保全課(6階)

☎(20)1504、FAX(20)1604

樹木の剪定等のお願い

道路上に張り出した枝は、道路を狭くし、歩行者や車両の通行の妨げとなり、事故を引き起こす原因となります。

また、道路上の枝が原因で事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

歩行者・通行車両の安全を守り、住み良い環境を維持するためにも、道路沿いに土地を所有している方々は、樹木の伐採や枝の剪定など適切な

管理をお願いします。

なお、電線や電話線がある場合の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に東京電力やNTTに連絡をお願いします。

園土木管理課(7階)

☎(20)1537、FAX(20)1605

雨水貯留槽または雨水浸透
枘設置工事に補助金を交付

市では、水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透枘の設置(設置基準有)を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付をしています。

雨水貯留槽に溜まった水は、災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨の予想される場合には排水してカラにしてください。

また、大雨時や河川水位の高い時、浴槽の水を流さないようにしていただくと、さらなる水害対策となりますので、ご協力ください。

園土木管理課(7階)

☎(20)1537、FAX(20)1605